

# ～ 保護者のみなさんへ～

(特別支援教育就学奨励費補助金について)

特別支援教育就学奨励費補助とは、特別支援学級に在籍している方を対象に、学用品費（新入学児童生徒のみ）・校外活動費・修学旅行費・給食費などの一部を補助する制度です。（令和4年度から、小中学校の教材費は山梨市で負担しています。）

世帯の総所得金額が、国で定める基準に該当するか調査し、認定・不認定を決定します。

## ◎**手続き**

次の書類を学校に提出してください。

- ① 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」
- ② 「委任状」

※補助を希望しないご家庭

「特別支援教育就学奨励費補助金の交付辞退について」を学校に提出してください。

※要・準要保護就学援助費補助金認定（申請）世帯

「特別支援教育就学奨励費補助金の交付辞退について」を学校に提出してください。

## ◎**記入上の注意**

- 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」

太線内のみ記入してください。

(注)「世帯の状況」欄の生年月日・年齢・在学学校名及び学年については、前年（令和5年）の12月31日現在の状況を正確に記入してください。

例) 現在小学校6年生の場合、学年は5年。

## ◎**認定・不認定**

- 教育委員会が提出書類等に基づき所得調査を行い、認定・不認定を決定します。

- 「所得等調査の承諾について」

世帯の所得及び所得控除を市役所税務課に依頼し調査をするものです。当該補助金以外の目的では使用いたしません。

## ◎**問い合わせ先**

各学校 または 山梨市教育委員会 学校教育課 (TEL 22-1111) 担当